

議案第 99 号 大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 99 号 大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定
につきまして、ご説明申し上げます。お手元資料の 2 ページをご覧
願います。

滋賀県が市町と連携して実施する産業用地開発事業の候補地とし
て、本市の湖西台地区が選定されたことから、開発事業に関する経
理を行うための特別会計を追加いたします。本事業については、地
方財政法第 6 条に規定される公営企業のうち、宅地造成事業に該当
し、公営企業については特別会計を設けて経理することとされてい
ます。また、地方自治法第 209 条第 2 項により特別会計の設置は
条例によることとされていることから、大津市特別会計条例に産業
用地開発事業特別会計を追加することとします。

3 ページをお願いいたします。

今後の予算科目についてまとめております。

事業費については、県が 3 分の 2、市が 3 分の 1 の負担をするこ
ととなっており、その財源としては市債により賄うこととします。
令和 7 年度については、当該産業用地の地形測量調査にかかる事業

費の負担が発生する予定です。

令和８年度以降については、用地購入費や造成費用等の事業費について、県への負担金と、市債の元利償還にかかる公債費が発生します。造成が完了し、販売が始まるまでの間は、事務費や公債費については一般会計からの繰入で賄うこととし、販売が始まれば、販売収入を公債費や一般会計負担分の償還として一般会計への繰出金に充てることとなります。

以上をもちまして、議案第９９号、大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。